

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
1	メッセージ業務委託 契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年4月1日	株式会社シーエスエス 北海道北見市高栄西町3丁目5 番7号	月額 1,061,500円	業務委託にかかる仕様の内容について整 理が必要であるため、契約の性質又は目 的が競争を許さない場合に該当するため (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	警備業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年4月1日	太平ビルサービス株式会社 釧 路支店 北海道釧路市幸町6丁目1番6号	月額 2,273,700円	契約業者は、霊安対応や院内暴力等、当 院の業務運用に大きく関わっており、他の 業者では対応することが困難なことから、 契約の性質又は目的が競争を許さない場 合に該当するため(日本赤十字社会計規 則第36条第4項)	
3	警備業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年4月1日	太平ビルサービス株式会社 釧 路支店 北海道釧路市幸町6丁目1番6号	月額 1,166,000円	契約業者は、霊安対応や院内暴力等、当 院の業務運用に大きく関わっており、他の 業者では対応することが困難なことから、 契約の性質又は目的が競争を許さない場 合に該当するため(日本赤十字社会計規 則第36条第4項)	北海道立北見病院分
4	医事業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額 11,942,700円	契約業者は、従前より当該部署の業務を 行っており、その内容を把握していること から、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため(日本赤十字社 社会計規則第36条第4項)	
5	医事業務委託契約	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年4月1日	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台2丁 目9番地	月額 1,249,600円	契約業者は、従前より当該部署の業務を 行っており、その内容を把握していること から、契約の性質又は目的が競争を許さ ない場合に該当するため(日本赤十字社 社会計規則第36条第4項)	北海道立北見病院分

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
6	本館・PET棟RI施設保 守業務委託	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年4月1日	株式会社千代田テクノル札幌営 業所 北海道札幌市中央区北一条東2 丁目5番地2札幌泉第二ビル3階	月額257,400円	契約業者は、院内構造を熟知している専 門業者であり、円滑な業務遂行が期待で きることから、契約の性質又は目的が競争 を許さない場合に該当するため(日本赤 十字社会計規則第36条第4項)	
7	X線TV装置 Ultimax 修理業務(高 額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年4月15日	株式会社ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	3,795,000円	契約業者は、本装置の導入業者であるこ とに加え、装置状況を熟知しており、適切 な業務実施が可能な業者であることから、 契約の性質又は目的が競争を許さない場 合に該当するため(日本赤十字社会計規 則第36条第4項)	
8	電話交換機中継台更新 工事	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年4月16日	北原通信株式会社 北海道帯広東9条南14丁目2番 地	3,922,600円	契約業者は、当該機器と電話交換機は同 メーカーである必要があり、保守契約を締 結している 業者で実施することで円滑な 業務遂行が期待できることから、契約の性 質又は目的が競争を許さない場合に該当 するため(日本赤十字社会計規則第36条第 4項)	
9	No.1冷温水発生機保全 整備	事務部 施設課 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年4月21日	川重冷熱工業株式会社 札幌支 店 北海道札幌市中央区南7条西1 丁目13番地	1,838,100円	契約業者は、機器メーカーであり円滑な 業務遂行が期待できることから、契約の性 質又は目的が競争を許さない場合に該当 するため(日本赤十字社会計規則第36条 第4項)	
10	硬性尿管境ウレテロレノ スコープ 8708-534 修理業務 (高額)	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年4月28日	株式会社ムトウ 北海道北見市卸町3丁目5番地2	1,210,000円	契約業者は、本装置の導入業者であるこ とに加え、装置状況を熟知しており、適切 な業務実施が可能な業者であることから、 契約の性質又は目的が競争を許さない場 合に該当するため(日本赤十字社会計規 則第36条第4項)	

	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課 の名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 (備考)
11	一般撮影装置保守契約 の覚書について	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年5月29日	株式会社常光 北海道北見市清月町3-4	19,074,000円	契約業者は、本装置の導入及び保守請 負業者であり、装置の仕様を熟知している ことから、契約の性質又は目的が競争を 許さない場合に該当するため(日本赤十 字社会計規則第36条第4項)	
12	多項目自動血球分析装 置の保守契約更新	物流情報管理室 北海道北見市北6条 東2丁目1番地	令和7年6月3日	大槻理化学株式会社 北海道北見市御町1丁目6番地2	2,970,000円	契約業者は、本装置の委託販売業者であ り、装置の仕様を熟知していることから契 約の性質又は目的が競争を許さないとき に該当するため(日本赤十字社会計規則 第36条第4項)	